



## 言語としての手話の普及を進めるとともに聞こえに障害のある人とない人とが支え合う社会づくり条例案の概要

### 【ねらい】

- 手話言語の普及とコミュニケーション手段の普及による「聞こえの共生社会」の実現

### 【主な内容】

#### 学習の機会の提供

- 手話学習の機会の提供（聴覚障害のある乳幼児・保護者、難聴者、中途失聴者等）
- 手話以外のコミュニケーション手段（要約筆記、触手話等）を学ぶ機会の確保

#### 環境の整備

- 教育環境の整備（ろう学校の教員への手話研修等）
- 同じ障害を持つ仲間との交流の場づくり
- 聴覚障害者の生活を支える支援者（手話通訳者、要約筆記者等）の養成

#### 普及・啓発

- 府民や事業者に対する啓発活動の実施
- 府民が手話・コミュニケーション手段を学ぶ機会の確保

### 【特徴】

- 手話やろう者への理解促進だけでなく、難聴、盲ろう等様々な聴覚障害の特性に応じたコミュニケーション手段の普及について定める都道府県条例は、4例目



## ②障害者サポート強化事業（続き）

### 新 聞こえに障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会づくり推進事業

③〇当初 44 百万円

- 条例と併せて、聴覚障害者の社会参加、府民理解を進める取組を実施
  - 【手話言語の普及】手話、コミュニケーション教室の実施等
  - 【理解促進】「聞こえのサポーター」の養成(400名程度)等
  - 【環境整備】府主催イベント等における手話や要約筆記の実施  
府職員（教員、警察官含む）に対する手話研修の実施

### 新 京都市「農福」×「大」連携事業

③〇当初 76 百万円

- 「農福×大学連携」により人材育成、6次産業化を図る
  - ▶ 農福連携研修センターを設置し、キャリアパス上級課程等の実習を実施
  - ▶ 大学、民間企業、アグリ21と連携し、農福商品の6次産業化を図る
- ハード・ソフト両面での支援により、農福連携事業所を倍増

②〩17箇所 ↗ ③〠32箇所